

議案第19号

三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安田真一郎

平成9年3月21日原案可決	
三朝町議会議長	西村武津美
副議長	三朝町議会議員
三朝町議会議員	三朝町議会議員

三朝町条例第 号

三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「農業集落」を「集落」に改める。

第2条第1項中「農業集落」を「集落」に、「農業用水」を「公共用水域」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（排除汚水量の認定）

第11条の2 排除汚水量は、次の各号に定めるところにより認定する。

(1) 水道水（三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第 号）に基づく水道をいう。）を使用する場合は、水道の使用水量

(2) 水道水以外の水を使用する場合は、町が設置する計量メーター器により測定した水量

別表中

神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字神倉	神倉地区	を
----------------	---------	------	---

神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字神倉	神倉地区	に
東小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字東小鹿	東小鹿地区	
穴鴨地区農業集落排水処理施設	三朝町大字穴鴨	穴鴨地区	
下畑地区林業集落排水処理施設	三朝町大字下畑	下畑地区	

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

使用料区分	排除汚水量		使用料（月額）
基本使用料	10立方メートルまで		1,190円
超過使用料	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき	143円
	50立方メートルを超える場合		153円

附 則

- この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中穴鴨地区農業集落排水処理施設及び下畑地区林業集落排水処理施設に関する部分
は、規則で定める日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条第2項及び別表第2の規定は、平成9年4月分としての算定に係る使用料から適用し、同月分前の分としての算定に係る使用料については、なお従前の例による。